

## 医療・高齢者施設等物価高騰対策応援金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、物価高騰への対応が盛り込まれた令和6年6月の診療報酬等の改定が行われるまでの臨時的措置として、県内の医療機関等及び高齢者施設（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）を運営する事業者に対し、医療・高齢者施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するために、必要な事項を定める。

### (対象事業者の要件)

第2条 応援金は、別表の第1欄の事業区分ごとに第2欄の支給対象者に支給するものとする。支給対象者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 令和6年4月1日現在で所在地が鳥取県内にある別表の第3欄に掲げる施設等を運営していること。
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 別表の第1欄の事業区分（2）高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業においては、施設等の開設者が県又は市町村（一部事務組合含む）ではないこと。

### (支給額)

第3条 応援金の支給額は、施設区分、提供するサービス種別等の区分に応じ、別表の第4欄の支給単価に定める額を支給する。

- 2 応援金の支給は、別表に定める事業区分ごとに1回限りとする。

### (支給申請期間)

第4条 応援金の支給の申請は、令和6年4月1日から令和6年5月31日までとする。

### (支給の申請方法)

第5条 応援金の申請を行う事業者（以下、「申請事業者」という。）は、医療・高齢者施設等物価高騰対策応援金支給申請書（様式第1号。以下、「支給申請書」という。）を別表の第5欄の支給申請書提出先に提出するものとする。

- 2 申請事業者は別表の第1欄の事業区分ごとに法人又は個人事業者単位で申請するものとする。

### (支給の決定等)

第6条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 知事は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは、応援金の支給を決定するものとする。
- 3 知事は、前項により応援金の支給を決定したときは、申請事業者に対して、医療・高齢者施設等物価高騰対策応援金支給決定通知書（様式第2号）により、当該支給申請書を受けた日から30日以内に通知するものとする。
- 4 知事は、応援金の支給決定通知を行ったときは、支給決定額を申請事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（応援金の返還）

第7条 知事は、応援金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合、当該事業者に対して支給した応援金について支給決定を取消して返還させるものとする。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、本応援金の支給について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給要領（令和5年6月19日制定）は廃止とする。